

公益社団法人 薬剤師認定制度認証機構

平成 29 年度 臨時理事会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 2 月 2 日 (金) 10:30~12:10
2. 開催場所 スマート会議室 (郵政福祉虎ノ門第 2 ビル 1 階)
東京都港区虎ノ門 2-9-8
3. 出席者
(理事) 赤池 昭紀、川本 利恵子、菅野 純、代田 久米雄、田辺 功
藤垣 哲彦、望月 正隆、安原 真人、山田 勝士、山本 信夫
吉田 武美
(監事) 齊藤 勲、三輪 亮寿
(来賓) 厚生労働省医薬・生活衛生局総務課薬事企画官 紀平 哲也
(事務局) 清水 亨事務局長、田中 美香、鈴木 春美
4. 議案 (事前配付資料)
 - ・ 第 1 号議案 H29-01 公益社団法人日本薬剤師会に係る認定制度の認証に関する件
 - ・ 第 2 号議案 H29-02 京都薬科大学に係る認定制度の認証に関する件
5. 当日配布資料
 - (1) 平成 29 年臨時理事会議事次第
 - (2) 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構役員名簿
 - (3) 公益社団法人薬剤師認定制度認証機構定款

6. 議事概要

清水事務局長が開会を告げ、本日の出席者についての報告を行った。理事総数12名中11名の出席で、本法人の定款第30条第1項に基づき理事会は成立していることを告げた。併せて、本日は齊藤監事、三輪監事及び厚生労働省医薬・生活衛生局総務課紀平薬事企画官が出席されていること、また、内山顧問は欠席であることを報告した。

理事会開始にあたって、吉田代表理事の臨時理事会への出席への御礼と認証事業が順調に進んでいることへの感謝の挨拶があった。次いで、紀平薬事企画官より、ハーボニー偽薬問題や薬局・薬剤師への診療報酬など最近の薬事行政についての説明があった。

清水事務局長が当日及び事前配付資料の確認を行なった。

次いで理事会規程第5条第3項に基づき、吉田代表理事が議長となり、議事

次第に従って議事を進めた。

《審議事項》

当初予定の第1号議案の審議に当たって、齊藤監事より指摘のあった本法人定款第30条第1項の「特別の利害関係を有する理事」の範囲に関して、議長より「（薬剤師の生涯研修認定事業を）認証申請する実施母体の代表者及び役員、加えて実施母体が大学にあっては教育職（名誉教授を含む。）に有る者。」とし、また、審議段階での同席を認めるが、議決には不参加とすることが説明され、意見を求めた。理事、監事各位より、大学が母体であるときの理事長職の取扱い、教育職も現在幅広い名称が存在するがその範囲などに関しての意見が出されたが、将来の問題はあるかもしれないが、現状では上記の範囲で特に問題がないとされた。一方、三輪監事から「特別の利害関係を有する理事」の範囲は、上記説明の通りで問題ないが、同条文の意味するところは、審議及び議決段階における圧力等を排除することでもあり、同席は認められないのではないかとこのことで、今後現理事会としては、その解釈を進めていくことが全員異議なく了承された。第1号議案において本条項に該当する山本理事より、第1号議案の審議及び議決には加わず、退席したいので、第2号議案を先に審議し、その議決の後で退席する旨の発言があった。議長より、山本理事同席で第2号議案を先に審議することについて諮ったところ、全員異議無く了承された。

(1) 第2号議案 H29-02 京都薬科大学に係る認定制度の認証に関する件

議長より、第2号議案を先に審議することとして、本議案について山田認証担当理事からの説明を求めた。山田認証担当理事から、本議案は新規申請であり、先ず事前配布資料の評価結果総括報告書、肯定的評価、評価コメント及び回答、認証申請書の各資料の確認後、それらに基づき、説明がなされ、総合評価として本制度を承認したいと報告した。

質疑応答の後、議長より本議案について諮ったところ、全員異議なく認証事業実施要綱第4条第2項の規定に基づき H29-02 京都薬科大学の認定制度を認証することとされた。なお議長から、本制度は G24 となることを告げた。

なお、認証承認後、京都薬科大学の制度は、卒後研修としての漢方薬講座が基本にあったことと関連して、漢方薬剤師はじめ漢方に関して薬剤師の取組等についての意見交換がなされた。健康サポート薬局においても健康や予防的な観点からも、漢方に関する知識の充実が求められるとされた。しかし、薬剤師が漢方薬を扱うさいに、モノとしての販売は問題ないが、現行医師法

等との関連で、注意する必要があることが述べられた。

(2) 第1号議案 H29-01 公益社団法人日本薬剤師会に係る認定制度の認証に関する件

山本理事退席の後、議長より、本議案について山田認証担当理事からの説明を求めた。山田認証担当理事から本議案は新規申請であり、事前配布資料の評価結果総括報告書、肯定的評価、評価コメント回答、評価コメント回答に対するコメントの回答、認証申請書に基づき、説明がなされ、総合評価として本制度を承認したいと報告した。以下に主な説明事項を示す。

本認証申請の認定制度は、従来の制度とは異なることから、事前配布資料の日本薬剤師会の委員会構成、薬剤師生涯学習支援システムであるJPALSに関して、クリニカルラダー（CL）でのレベルアップの仕方、プロフェッショナルスタンダード（PS）を通したweb試験によるCLのレベルアップ等に関して、詳細な説明がなされた。本制度では、CLレベル5に達した者を、JPALS認定薬剤師とするとした。また、5団体が共同で実施する「薬剤師生涯学習達成度確認試験」に合格し、申請した者は、本制度におけるCLレベル6とすることとした。

本議案に対し、以下の点について指摘があり、認証担当理事、議長さらに出席理事からの回答を含めて、多方面からの意見交換がなされた。

1) CL4からCL5へのweb試験で、9割の薬剤師は一回で合格するが、残り1割は平均五回も受けているのは、疑問がある。合格者を無理やり出しているのではないか。

回答； この試験内容は、かなり高いレベルであり、合格するには十分な学びが必要で、繰り返し学習の意義もあるが、苦勞していると思われる。

2) 試験結果が2峰性となるが、能力プラス地域差があるのか。地域的に偏っているのか。この2峰性の解析データがあるのかどうか。高いレベルでの差であれば、1割以下は仕方がないと思う。

回答； データとしては得られていない。解析が行われたかどうかは不明である。

3) 薬剤師の不正等があるが、倫理面での指導は、どうなっているのか。

回答； JPALSには、倫理の項目は設定されている。薬剤師数は、現在約30

万人とさているが、日本薬剤会への入会数はそれほど増えていない。未加入の薬剤師への倫理教育をどうするかである。卒業後直ぐに会員、非会員を問わず倫理教育を行っている地域は多い。新薬学教育モデル・コアカリキュラムでは、倫理教育はしっかりと行われている。会員以外にも倫理に関しては強調している。薬剤師国家試験でも倫理面の問題、受験者がその設問の不正解のみにより不合格となるいわゆる爆弾問題など充実する方向にある。

- 4) 能力の育成として、知識、技能、態度となっているが、e-ラーニングだけでの判断では知識レベルのみの育成になるのではないか。高いレベルの指導は、実践レベルが必要であるのでは。

回答：web試験は、出口であり、本制度の根幹は、ポートフォリオを基本であり、実践的なことも含まれている。認定薬剤師は、生涯学習を基本として来ているが、かかりつけ薬剤師としての実務や実践的な観点からの専門能力の向上を図っていく必要性は、本法人認定制度委員からの要望でもある。

上記も含めた質疑応答の後、議長より本議案について諮ったところ、全員異議なく認証事業実施要綱第4条第2項の規定に基づき H29-01 公益社団法人日本薬剤師会 の認定制度を認証することとされた。なお議長から、本制度は G25 となることを告げた。

本議案と関連して以下のような要望があった。

・JPALS は、薬剤師生涯学習支援システムとして構築されたものであり、会員、非会員も含めて、多くの薬剤師に活用されるようにしていただきたい。

7. その他

事務局長より、第4回理事会は3月9日（金）午前10時30分から、このスマートホール会議室で開催されること、6月8日（金）の平成30年度第1回理事会を予定しているが、場所は未定であることを告げた。議長より、いずれの理事会の決議事項も内閣府公益認定等委員会への報告義務があると述べた。

8. 閉会

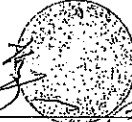
以上の議事を終え、12時10分に閉会した。

上記の決議を明確にするため、定款第31条第2項に基づき、出席した代表理事および監事がこれに記名、押印する。

平成30年2月2日

代表理事

吉岡武英



監事

三輪亮寿



監事

斎藤 勲

